

商業登記規則等の一部を改正する省令新旧対照条文【抜粋】

○商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）（赤字部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(附属書類の閲覧請求)</p> <p>第21条 登記簿の附属書類の閲覧の申請書には、請求の目的として、閲覧しようとする部分に記載しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、第18条第2項各号（第三号を除く。）に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、申請人又はその代表者若しくは代理人が署名し、又は押印しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 申請人の住所 二 代理人によって請求するときは、代理人の住所 三 前項の閲覧しようとする部分について利害関係を明らかにする事由 <p>3 第1項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 申請人が法人であるときは、当該法人（当該登記所の管轄区域内に本店若しくは主たる事務所を有するもの又は前項の申請書に会社法人等番号を記載したものを除く。）の代表者の資格を証する書面 二 前項第三号の利害関係を証する書面 	<p>(附属書類の閲覧請求)</p> <p>第21条 登記簿の附属書類の閲覧の申請書には、請求の目的として、閲覧しようとする附属書類に記載しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、利害関係を明らかにする事由を記載し、申請人又はその代表者若しくは代理人が署名し、又は押印しなければならない。</p> <p>(新設)</p>
<p>(添付書面)</p> <p>第61条 定款の定め又は裁判所の許可がなければ登記すべき事項につき無効又は取消しの原因が存することとなる申請については、申請書に、定款又は裁判所の許可書を添付しなければならない。</p> <p>2 登記すべき事項につき次の各号に掲げる者全員の同意を要する場合には、申請書に、当該各号に定める事項を証する書面を添付しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 株主 株主全員の氏名又は名称及び住所並びに各株主が有する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を含む。次項において同じ。）及び議決権の数 二 種類株主 当該種類株主全員の氏名又は名称及び住所並びに当該種類株主の 	<p>(添付書面)</p> <p>第61条 (同)</p> <p>(新設)</p>

<p>それぞれが有する当該種類の株式の数及び当該種類の株式に係る議決権の数</p> <p>3 登記すべき事項につき株主総会又は種類株主総会の決議を要する場合には、申請書に、総株主の議決権（当該決議（会社法第319条第一項（同法第325条において準用する場合を含む。）の規定により当該決議があつたものとみなされる場合を含む。）において行使することができるものに限る。以下この項において同じ。）の数に対するその有する議決権の数の割合が高いことにおいて上位となる株主であつて、次に掲げる人数のうちいずれか少ない人数の株主の氏名又は名称及び住所、当該株主のそれぞれが有する株式の数及び議決権の数並びに当該株主のそれぞれが有する議決権に係る当該割合を証する書面を添付しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 10名 二 その有する議決権の数の割合を当該割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が3分の2に達するまでの人数 <p>4～11 （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>2～9 （略）</p>
<p>（準用規定）</p> <p>第92条 第61条第9項及び第6節（第86条を除く。）の規定は、合同会社について準用する。この場合において、第83条及び第84条中「社員」とあるのは、「業務を執行する社員」と、第88条の2第1項中「社員の加入による変更」とあるのは「業務を執行する社員の加入若しくは業務執行権の付与による変更」と、同項及び同条第2項中「社員、」とあるのは「業務を執行する社員、」と読み替えるものとする。</p>	<p>（準用規定）</p> <p>第92条 第61条第7項及び第6節（第86条を除く。）の規定は、合同会社について準用する。この場合において、第83条及び第84条中「社員」とあるのは、「業務を執行する社員」と、第88条の2第1項中「社員の加入による変更」とあるのは「業務を執行する社員の加入若しくは業務執行権の付与による変更」と、同項及び同条第2項中「社員、」とあるのは「業務を執行する社員、」と読み替えるものとする。</p>
<p>（添付書面の特則）</p> <p>第103条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第101条第1項第一号の規定により登記の申請をする場合において、申請人等が、前条第2項の添付書面情報として、第61条第7項の就任を承諾したことを証する書面に代わるべき情報であつて当該就任を承諾した者が第33条の4に定める措置を講じたものを送信し、併せて、前条第5項第</p>	<p>（添付書面の特則）</p> <p>第103条 （同）</p> <p>2 （同）</p> <p>3 第101条第1項第一号の規定により登記の申請をする場合において、申請人等が、前条第2項の添付書面情報として、第61条第5項の就任を承諾したことを証する書面に代わるべき情報であつて当該就任を承諾した者が第33条の4に定める措置を講じたものを送信し、併せて、前条第5項第</p>

<p>二号の規定により同条第3項第二号又は第三号に掲げる電子証明書を送信したときは、当該申請については、当該就任を承諾した者についての第61条第7項の規定は適用しない。</p>	<p>二号の規定により同条第3項第二号又は第三号に掲げる電子証明書を送信したときは、当該申請については、当該就任を承諾した者についての第61条第5項の規定は適用しない。</p>
--	--

改正省令案の概要

- ① 商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第61条を改正し，登記すべき事項につき株主総会又は種類株主総会の決議を要する場合には，申請書に，総株主の議決権の数に対するその有する議決権の数の割合が高いことにおいて上位となる十名の株主又はその有する議決権の数の割合を当該割合の多い順に順次加算し，その加算した割合が3分の2に達するまでの人数の株主の氏名又は名称及び住所，当該株主のそれぞれが有する株式の数及び議決権の数並びに当該株主のそれぞれが有する議決権に係る当該割合を証する書面の添付を求めることとする。
 登記すべき事項につき，総株主又は種類株主全員の同意を要する場合には，株主全て又は当該種類株主全ての氏名等を証する書面の添付を求めることとする。
- ② 同規則第21条を改正し，附属書類の閲覧の申請人に対し，その住所及び閲覧する部分の記載を求めるとともに，利害関係を証する書面の添付を求めることとする。
- ③ ①につき，投資法人及び特定目的会社についても同様とする。

施行期日 平成28年10月頃